

第二ハルム保育園 重要事項説明書

(1) 運営主体 (事業者の概要)

事業者の名称	社会福祉法人 育成舎
事業者の所在地	埼玉県比企郡滑川町大字羽尾 1830 番地
事業者の連絡先	電話番号 0493-56-3223 FAX番号 0493-56-5648
代表者氏名	理事長 矢尾 敬子
ホームページ	http://halme.jp/

(2) 園の概要

名称	第二ハルム保育園						
所在地	埼玉県比企郡滑川町大字羽尾 615 番地						
認可年月日	平成 17 年 4 月 1 日						
開設年月日	平成 17 年 4 月 1 日						
連絡先	電話番号 0493-57-0033 FAX番号 0493-57-0033						
施設長氏名	園長 寺園 隆治						
利用定員	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
	6 人	12 人	12 人	20 人	20 人	20 人	90 人
開所時間	7:00～19:00 (日曜・祝日・年末年始を除く)						
保育時間	保育標準時間認定の方 基本保育 8:00～19:00 延長保育 7:00～ 8:00 保育短時間認定の方 基本時間 9:00～17:00 延長保育 7:00～ 9:00 17:00～19:00						
基本理念・方針	★健康な身体の基礎をつくる。 ★一人ひとりの子どものよさと可能性を伸ばしていく。 ★よく見、よく聞き、よく考える子どもに育つように。 ★豊かな生活経験を積み重ねながら、生きる力を基礎を培う。						
実施事業	1. 延長保育 2. 障がい児保育 3. 一時保育 4. 子育て相談 5. 園庭開放						
施設の概要	平屋鉄骨造 延床面積 820.88 m ² 園庭 3163.86 m ² 敷地全体 3984.74 m ²						
嘱託医	【内科】 市川 秀志医師 市川クリニック：比企郡滑川町月の輪 5-4-6 【歯科】 盛島 美智子医師 医療法人盛島歯科医院：東松山市大字新郷 355-4						
その他	自動車・バイク・自転車で送迎をする場合は、指定された駐車場・駐輪場に一時的に駐車・駐輪していただき、長時間の駐車・駐輪はご遠慮ください。						

(3) 職員体制

職名	員数	職務内容
園長	1	園務の統括

園長代理	1	保育の統括、保護者の育児相談
保育士	26	保育業務
栄養士	1	栄養管理、献立作成、調理業務 (系列園と兼務)
調理員	3	調理業務
事務員	1	事務 (系列園と兼務)

※上記職員の員数は、子どもの利用数によって実際の配置と異なる場合があります。

(4) 入園手続に必要なもの

入園日までにご提出していただくもの

成長の記録、慣れ保育行い方について、個人情報保護法による取り扱い方、同意書

※その他必要に応じてご提出いただくものがあります。

(5) 園行事予定について

4月	入園おめでとうの会 はじまりの会 こどもの日の集い	10月	秋の遠足 保護者会 うんどうしようよ
5月	保護者懇談会 親子遠足	11月	
6月	個人面談	12月	もちつき会 クリスマス会
7月	プール開き 七夕会 夏まつり会	1月	伝承あそび会 どんど焼き
8月	水あそび お泊まり会	2月	節分会 劇発表会 保護者会 卒園遠足
9月	保護者会 お月見会	3月	ひなまつり会 おわかれ会 思い出の会 修了証書授与式

※他に園外活動、避難訓練、身体測定、誕生の祝い

(6) 保育料

滑川町健康福祉課にお問い合わせ下さい。

(7) 保育・教育の提供に要する利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
日本スポーツ振興センター共済掛金	保育を円滑に実施するため	年額 200 円 (入所月または進級月の集金とする)
子どもに係る給食費	主食及び食事内容を充実させるため	月額 2,200 円 (3 歳児・4 歳児・5 歳児の利用者を対象とする)
	副食費及び食事内容を充実させるため	月額 4,700 円 (3 歳児・4 歳児・5 歳児の利用者を対象とする)
保育環境充実費	質の高い保育・教育及び遊具、園庭を整備するため	月額 1,000 円
延長保育に係る利用者負担	延長保育を行うため ※右記時間帯以外は要相談	1 保育標準時間認定利用者 (1) 平日 月極利用 (当月集金) ア 乳児 (ア) 要相談 イ 1 歳児・2 歳児 (イ) 朝 7:00~8:00 月額 4,000 円 (イ) 朝 7:30~8:00 月額 2,000 円 ウ 3 歳児・4 歳児・5 歳児 (ウ) 朝 7:00~8:00 月額 2,000 円 (ウ) 朝 7:30~8:00 月額 1,000 円

		(2) 平日 回数利用 (翌月集金) ア 乳児 (ア) 要相談 イ 1歳児・2歳児・3歳児・4歳児・5歳児 (イ) 朝 7:00～8:00 400円/回 (イ) 朝 7:30～8:00 200円/回 (ウ) 夜 19:01～ 700円/10分毎 2 保育短時間認定利用者 (1) 平日 回数利用 (翌月集金) ア 乳児 (ア) 要相談 イ 1歳児・2歳児・3歳児・4歳児・5歳児 (イ) 朝 7:00～9:00 1,200円/回 (イ) 朝 7:30～9:00 800円/回 (ウ) 朝 8:00～9:00 400円/回 (エ) 朝 8:30～9:00 200円/回 (オ) 夕 17:00～17:30 200円/回 (カ) 夕 17:00～18:00 400円/回 (キ) 夜 17:00～18:30 800円/回 (ク) 夜 17:00～19:00 1,200円/回 (ケ) 夜 19:01～ 700円/10分毎								
	<table border="1"> <tr> <td>7:00</td> <td>8:00</td> <td></td> <td>19:00</td> </tr> <tr> <td colspan="2">延長保育</td> <td>保育標準時間利用者負担額(市町村徴収)</td> <td></td> </tr> </table>	7:00	8:00		19:00	延長保育		保育標準時間利用者負担額(市町村徴収)		
7:00	8:00		19:00							
延長保育		保育標準時間利用者負担額(市町村徴収)								
	<table border="1"> <tr> <td>7:00</td> <td>9:00</td> <td>17:00</td> <td>19:00</td> </tr> <tr> <td>延長保育</td> <td>保育短時間利用者負担額(市町村徴収)</td> <td></td> <td>延長保育</td> </tr> </table>	7:00	9:00	17:00	19:00	延長保育	保育短時間利用者負担額(市町村徴収)		延長保育	
7:00	9:00	17:00	19:00							
延長保育	保育短時間利用者負担額(市町村徴収)		延長保育							

※教材費、行事等の実費は、別途ご負担いただきます。予めご了承ください。

(8) 保育中の事故の取り扱いについて

保育者は、細心の注意を配り健全な保育の充実に努めますが、万が一保育中に「怪我」又は「事故」が起こった時は、直ちに囑託医もしくは病院に同行して手当を受け、速やかに保護者連絡を行います。この「怪我」や「事故」の事後処理については、保険の範囲内で取り扱います。

(9) 利用者に対する保険内容について

以下の保険に加入しています。

保険の種類	保険内容
日本スポーツ振興センターの災害共済	1. 医療費 療養に要した医療費総額 500点 (5,000円) 以上が支給対象 2. 障害見舞金 3. 死亡見舞金
全国私立保育園連盟保険制度	1. 施設賠償責任保険 対人 1名 1事故 7億円 対物 1事故 1000万円 2. 生産物賠償責任保険 対人 1名 1事故 7億円 対物 1事故 1000万円

(10) 緊急時における対応方法

【管轄する消防署】

消防署名	比企広域消防本部 滑川分署
所在地	比企郡滑川町大字羽尾 2532-2
電話番号	0493-56-2221

【管轄する警察署】

警察署名	東松山警察署
所在地	東松山市大字上野本 1117-1
電話番号	0493-25-0110

(11) 非常災害対策

避難訓練	避難及び消火を想定した訓練を月 1 回実施
防災設備	消火器、誘導灯
避難場所	羽尾表集会所
緊急時の連絡手段	電話

(12) 虐待等の防止のための措置

当園では、利用する子どもの人権の擁護と虐待の防止を図るため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

(13) 保育内容に関する相談・苦情

社会福祉法第 82 条の規定により、園では利用者からの苦情に適切に対応するため、苦情受付担当者、苦情解決責任者及び第三者委員を設置し、苦情解決に努めます。

苦情受付担当者	クラス責任者
苦情解決責任者	園長
第三者委員	評議員 渡部 恵美子 TEL：0276-82-1245 評議員 矢島 真美 TEL：090-8023-1100
受付方法	面接・書面・電話等により苦情受付担当者が随時受け付けます。 また第三者委員に申し出ることもできます。

(14) 入園に際しての留意事項

送迎や行事などで子どもたちの様子をご覧になった時や園での出来事をお子様から聞いた時に何かご心配なことや納得のいかないことがありましたら、直接担任までお知らせください。園には特別な配慮を要する子もいますので、その時の子どもの姿だけを捉えて（生活の一部を切り取って）、他の保護者にうわさ話をしたり、メールを送信したり、また我が子の話だけを鵜呑みにしてご判断されたりすると、誤解や不安を招く恐れがあります。子どもの卒園の資格が「仲間と一緒に楽しく遊べること」とするならば、親の卒園の資格は「子どもは一人で育つのではなく、仲間と育ち合うことを知る」ということだと思います。子どもの社会性が育つためにはケンカやトラブルがとても大切な経験だということをご理解ください。なお、保護者の方で著しく本園の幼児教育の妨げになるような行為があった場合や他の園児や保護者、施設関係者等に強い不安を与えるような言動が見られた場合は、園にて話し合いをしていただき、相互理解を図りますが、万が一ご理解いただけなかった場合や言動に改善が認められなかった場合は、保護者の園内への立ち入りの禁止や転園勧告をさせていただきます。

(15) 「リスク」と「ハザード」について

「リスク」は、子どもの育ちにとって必要な怪我（骨折・打撲・打ち身・すり傷・きり傷・やけど等）や病気（風邪等）のことです。子ども達の育ちのためには大小のチャレンジが必要で、その際にはリスクが伴うということを理解ください。

「ハザード」は、死亡・重大な後遺症等に繋がる事故のことです。排除するよう職員による安全管理及び点検、研修を行っています。